

公益社団法人豊中市シルバー人材センター

会員就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人豊中市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的な取扱は受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に則した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(就業時間・就業期間等)

第5条 会員は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法制第68号）第47条に定める就業を行なうにあたっては、次のことを遵守しなければならない。

(1) 就業にあたっては、会員は一定の期間あるいは一定の時間ごとにローテーションを組むなどして就業することとする。

(2) 就業時間については、一人の会員の就業時間は一週間あたり20時間以内を原則とする。

(3) 就業期間については、会員が連続して就業する場合、5年間を経過した時点で次の会員と交替することを原則とする。ただし、交替会員が確保できない場合等は、確保できた時点とする。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第6条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するも

のとする。

(就業上の留意事項)

第7条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事については誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は事前にセンターに届けること。
- (3) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努める。

(守秘義務)

第8条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、「機密事項」とは、発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報の他、就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、第2章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 会員が就業中、けがをし、また病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センターまたは発注者に連絡など応急の措置をとるようになすこと。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第10条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

- 2 傷害を受けた会員、共同作業会員または会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届出て、指示に従わなければならない。

第5章 損害保険

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者または第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は10,000円とする。

- 2 会員の故意または重大な過失による、または自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑 則

(委任)

第12条 この規約を実施するための必要な事項は理事長が別に定める。

(規約の改廃)

第13条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 社団法人豊中市シルバー人材センター会員の就業および配分金に関する規約（昭和60年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から実施し、改正後の会員就業規約は、平成23年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年11月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。